

御存じですか？

# 相・続・登・記・が

# 義務化

され  
ます

令和6年  
4月1日  
から



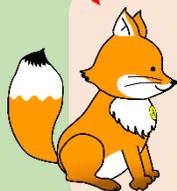
不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

登記申請は  
お早めに！

お済みじゃないんですか？！

正当な理由がないのに、相続登記の申請をしないと、  
10万円以下の過料が科される可能性があります。

もう登記せずにはいられない！



詳しくは、東京法務局ホームページ  
をご覧ください。▶

<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000275.html>



東京法務局・横浜地方法務局・さいたま地方法務局・千葉地方法務局・水戸地方法務局  
・宇都宮地方法務局・前橋地方法務局・静岡地方法務局・甲府地方法務局・長野地方法務局  
・新潟地方法務局